

岐阜県「こどもサポート総合センター」視察の概要

所在地：岐阜県岐阜市明德町11番（旧明德小学校）

開所年月：令和4年4月

施設構成：岐阜市子ども・若者総合支援センター「エールぎふ」（こども家庭総合支援拠点）、中央児童相談所地域連携課、県警少年サポートセンター分室、岐阜市教育委員会学校安全支援課

施設目的：岐阜県、岐阜市、岐阜市教育委員会及び岐阜県警察の4者が、児童の安全を最優先とした対策が講じられるよう、児童虐待等の対応に関して必要な協定を締結

これに基づき、岐阜市が設置する子ども・若者総合相談センター2階に「こどもサポート総合センター」を設置し、県及び県警の職員が入居し、岐阜市とともに必要な業務を行うもの

各施設名	施設概要	各機関の連携の状況等
岐阜市子ども・若者総合支援センター「エールぎふ」（こども家庭総合支援拠点）	<ul style="list-style-type: none"> 以下の5係体制で専門相談員によるチーム支援（子どもサポート総合センターの構成員は②の家庭児童相談係） ①a：乳幼児相談係、b：親子支援係、c：乳幼児支援係 ②家庭児童相談係 ③発達支援係 ④教育支援係 ⑤才能伸長・自立支援係 ・スクールソーシャルワーカーによる各係及び関係機関との調整 ・臨床心理士によるカウンセリング、発達検査、心理検査 ・児童精神科医、弁護士等による助言 	<ul style="list-style-type: none"> こどもサポート相談センターの構成員は②の家庭児童相談係 こどもサポート総合センター設立以前から、中央児童相談所とは緊密に連携をとっており、物理的な距離が近くなったことで、ケースの相談がしやすくなり、児童相談所としての考えもより分かるようになったと感じられること 岐阜市が受理したケースについて、警察との連携の必要性については、児童相談所（中央子ども相談センター）に相談し、児童相談所が判断するため、岐阜市職員の心理的負担の軽減になっていること
岐阜県中央子ども相談センター（児童相談所）地域連携課	<ul style="list-style-type: none"> 中央児童相談所のうち、岐阜市担当の職員5名（課長、係長、児童福祉司3名）からなる地域連携課を岐阜市子ども・若者総合支援センター「エールぎふ」の建物に設置 	<ul style="list-style-type: none"> 地域連携課は、児童虐待通告に基づく初動対応について、岐阜市及び岐阜県警少年サポートセンターと連携して対応（同行訪問を行う、岐阜市のケースについて助言を行う等） 中長期的な支援については、中央児童相談所が中心となって実施 <p><課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> 中央児童相談所の人員を減員して設置したため、中央児童相談所のスケールメリットが減殺 こどもサポート総合センター内のそれぞれの機関のリスクアセスメントを共通化するなど、リスク認識の齟齬の解消
県警少年サポートセンター分室	<ul style="list-style-type: none"> 現役警察官2名、警察官（警察署長経験者）OB1名を含む7名体制 現役警察官は、県警本部少年課と中央子ども相談センター（中央児童相談所）の併任職員として配置 	<ul style="list-style-type: none"> 非行や犯罪の虞れのある少年やその家族に対する相談、支援が主な業務だが、こどもサポート総合センター内の少年サポートセンターでは主に虐待事案に対応（虐待以外の事案は、援助依頼を受けて対応） 中央児童相談所の地域連携課が対応する児童虐待事案について、事件化の必要がある場合等、警察との連絡調整を担当
岐阜市教育委員会学校安全支援課	<ul style="list-style-type: none"> 巡回相談担当の生徒指導係の教員を3名配置（月5～6日程度） 	<ul style="list-style-type: none"> どのような情報を共有し、どのような連携を行えるかについては、検討中 <p><課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> 学校現場から通告する際に、こどもサポート総合センターがあることによって情報の共有がスムーズになり、現場の負担軽減になればよいと考えている